

浄化槽専門委員会の進め方について（案）

基本的な考え方

中間取りまとめにおいては、「平成17年度浄化槽法改正に伴う省令事項等」のほか、「浄化槽の維持管理に係る業務の在り方」及び「今後、取り組むべき重要課題」として多くの課題が掲げられている。

これらのすべての課題を同時に審議した場合、議論が発散するおそれがあることから、当面はいくつかの課題に集中して審議を行うこととし、ほかの課題については、これらの審議の進捗状況を見て、引き続き審議を行うべきではないか。

当面、審議を行う課題について

(1) 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方について

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方についての検討は、平成17年の法律改正に伴う省令事項等の検討とともに、浄化槽専門委員会の設置に際して、急ぎ行う必要があるとした事項であり、中間取りまとめにおいても引き続き審議を行うこととされている。

(2) 国民への普及啓発の一層の促進について

浄化槽管理者から浄化槽の維持管理の必要性について理解が得られておらず、これが法定検査の受検率が低迷する一因ではないかとの指摘があるなど、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方と密接な関係があることから、併せて審議を行うべきではないか。

また、その審議の際には、国民への普及啓発の促進方法について審議するだけでなく、国民が理解しやすい浄化槽の整備や維持管理についても併せて議論すべきではないか。

既設の単独処理浄化槽の浄化槽への転換対策について

当課題については、平成18年度予算概算要求において、一つの取組として浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費の助成対象化を要求中であり、当面、その経過を見るべきではないか。